



国民健康保険の届出をお忘れなく！

問 保険年金課給付年金係 ☎355-6503

必ず**14日以内**に届け出てください。

なお、対象者と同一世帯でない方(家族も含む)が手続きする場合は、次の2点が必要です。

①委任状 ②手続きする方の本人確認書類

本人確認書類

① 次のうち1点

- ・運転免許証 ・パスポート ・マイナンバーカード
- ・在留カード ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
- ・公的機関が発行した身分証明書(写真付き)

② ①をお持ちでない方は次のうち2点

- ・年金手帳または証書 ・医療受給者証
- ・学生証 ・公的機関が発行した身分証明(写真なし)

加入の届出が遅れると

- ・国民健康保険税をさかのぼって納めていただきます。
- ・医療費がいったん全額自己負担になります。

脱退の届出が遅れると

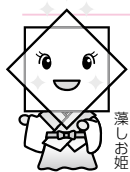
- ・国民健康保険を使って受診した場合、国民健康保険負担分の医療費を返還していただきます。
- ・新たに加えた健康保険と国民健康保険の両方から保険税の請求があります。

こんなとき		必要なもの
加入するとき	転入したとき	なし
	ほかの健康保険をやめたとき	ほかの健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、世帯主の通帳、出産した病院の明細等
やめるとき	転出するとき	保険証(※)または資格確認書
	ほかの健康保険に加入したとき	国民健康保険の保険証(※)または資格確認書、加入した健康保険の資格情報のお知らせまたは資格確認書
	後期高齢者医療制度に加入する場合は手続き不要です	
その他	亡くなったとき	保険証(※)または資格確認書、会葬御礼のはがき、喪主名義の通帳
	住所や氏名、世帯主が変わったとき	保険証(※)または資格確認書
	修学のため、子が転出するとき	保険証(※)または資格確認書、在学証明書(原本)

マイナンバーカード、またはマイナンバーを確認できる書類と

追加で書類が必要な場合があります。

※令和7年9月30日まで使用いただけます



後期高齢者医療制度のしくみ

問 保険年金課医療係 ☎355-6519

後期高齢者医療制度とは

75歳以上の方(または一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方)が加入する医療制度で、75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた健康保険(国民健康保険や健康保険組合、共済組合など)から移行します。

一定の障がいとは・・・

- 身体障害者手帳1～3級、4級の一部
- 療育手帳の障害程度A
- 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1、2級
- 障害年金受給者(年金証書1、2級)

後期高齢者医療制度に加入するとき

75歳の誕生日から自動的に加入します。手続きは不要です。

ただし、一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方が加入する際は、申請が必要です。

ご注意ください！

会社の健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に加入した場合、その被扶養者だった方も会社の健康保険の資格を喪失します。新たに国民健康保険や別の健康保険に加入する手続きが必要です。

医療費の自己負担

医療機関などの窓口で支払う自己負担割合は1割、ただし一定以上の所得のある世帯の方は2割、現役並み所得世帯の方は3割です。

自己負担割合は、保険証または資格確認書の「一部負担金の割合」欄に記載されています。

自己負担割合の判定には、後期高齢者医療制度の加入にかかわらず、世帯全員の所得の申告が必要です。

こんなときは届出が必要です

こんなとき	必要なもの	マイナンバーカード、またはマイナンバーを確認できる書類と本人確認書類(ページ上部を参照)
住所が変わったとき	保険証(※)または資格確認書、減額認定証・特定疾病療養受領証(お持ちの方)	
転出するとき	前住所地での医療費負担区分証明書	
転入したとき	保険証(※)または資格確認書、減額認定証・特定疾病療養受領証(お持ちの方)、会葬御礼のはがき、または葬儀の日程表、喪主名義の通帳	
亡くなったとき	保険証(※)または資格確認書、各種手帳(身体障害者、療育、精神障害者保健福祉)など障害程度が確認できる書類	
一定の障がいがある65歳から75歳未満の方が加入するとき(随時受け付けています)	保険証(※)または資格確認書、各種手帳(身体障害者、療育、精神障害者保健福祉)など障害程度が確認できる書類	

※令和7年7月31日まで使用いただけます